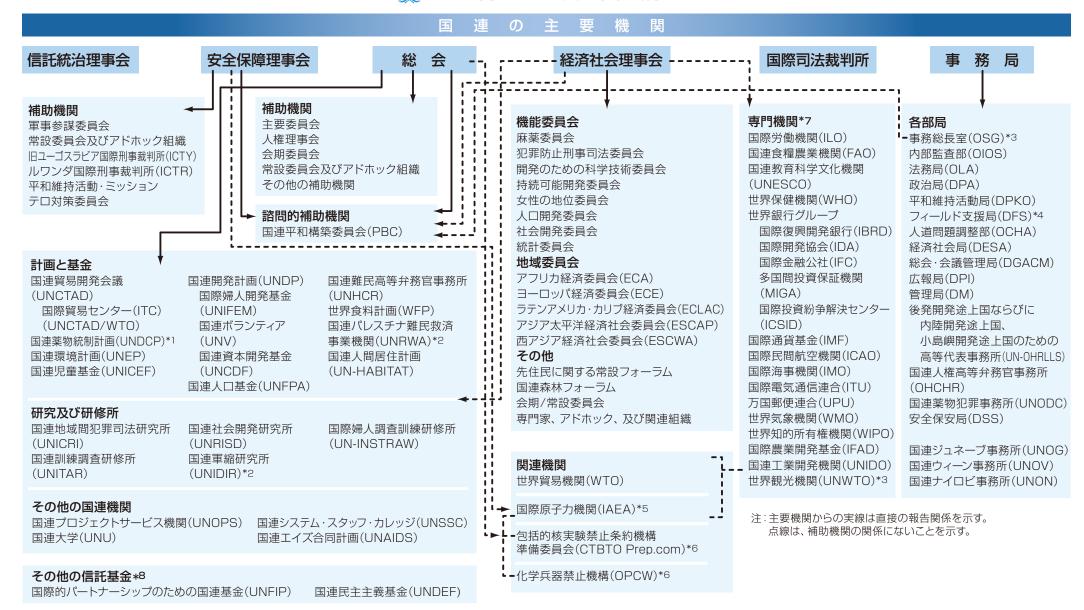


国際連合機構図



1. 国連薬物統制計画(UNDCP)は国連薬物犯罪事務所(UNDC)の一部である。 2.UNRWA及びUNIDIRは総会に対してのみ報告する。 3.国連倫理事務所(The United Nations Ethics Office)、国連オンブズマン事務所(the United Nations Ombudsman's Office)、情報技術担当チーフオフィサー(the Chief Information Technology Officer)は、事務総長に直接報告する。 4.特別な場合、フィールド支援局事務次長は平和維持活動担当事務次長に直接報告する。 5.国際原子力機関(IAEA)は、安全保障理事会と総会に報告する。 6.CTBTO準備委員会とOPCWは総会に報告する。 7.専門機関は、政府間レベルでは、ECOSOCを通して、また事務局間レベルでは、主要執行理事会(Chief Executives Board for coordination = CEB)を通して、国連や専門機関とともに活動する自治機関である。 8.国際的パートナーシップのための国連基金(UNFIP)は副事務総長の主導の下にある信託基金である。国連民主主義基金(UNDEP)諮問理事会は事務総長の承認のため、資金計画案の勧告をする。